

## 豊中市立寺内小学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 豊中市立寺内小学校PTA(以下、本会という。)が保有する個人情報の適正な取扱と円滑な運営を図る為、個人の権利・利益を保護する事を目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に個人情報データベースという。)の取扱について定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理責任者はPTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報取扱者はPTA役員及び各委員会の委員長、副委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせる等不当な目的での使用を禁ずる。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する場合は予めその個人情報の利用目的を定め本人に明示する。なお要配慮個人情報等を収集する場合は予め本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費収納業務、管理、その他文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿、広報誌の作成
- (3) PTA活動に係る業務

(利用目的による制限)

第8条 本会は予め本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし適正に管理する。

又、不要になった個人情報は管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持出等)

第10条 個人情報データベースを取り扱うPCについてはネットワーク接続をしない等適切な状態で保管する事とする。個人情報の校外持出については原則禁止とする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次の場合を除き予め本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命、身体又は財産保護の為に必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行事に対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供した時次の項目を記録し保管する。

- (1) 第三者の氏名 (第11条と公的機関の場合は不要)
- (2) 受け取り者の氏名
- (3) 提供情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける場合の確認等)

第13条 個人情報の提供を第三者より受ける時次の項目を記録し保管する。

- (1) 第三者の氏名 (第11条と公的機関の場合は不要)
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は不要)

(情報開示等)

第14条 本会は本人から情報の開示、利用停止、追加、削除を要求された時は法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏洩・紛失等した恐れがある事を把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会はPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改正)

第18条 本会の個人情報取扱規則は寺内小学校PTA運営委員会において改正し、その結果を次期総会に報告する。

付則

本規則は平成31年4月1日より施行する。